|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 館　長  この申請書にある記載事項すべての  情報を公開することに  同意する ・ 一部同意する ・ 同意しない | 副館長 | 合　議 | 担　当 |
|  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 受付 |
|  |

様式第１号（第４条関係） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　**■**太枠の中をご記入ください

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **米子市淀江文化センター使用（変更）許可申請書**  令和　　　年　　　月　　　日  　一般財団法人　米子市文化財団  理事長　杉 原　弘 一 郎　様 | | | | | | | | |
| 申請者 | | | | 団　　体　　名 | | | | |
| 住所又は所在地 | | | | |
| 代表者役職氏名 | | | | |
| 使 用 責 任 者 | | | | |
| （電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  次のとおり、米子市淀江文化センターの使用（変更）許可を申請します。  なお、米子市淀江文化センター条例（平成17年米子市条例第90号）第５条各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条例第６条及び第７条の規定を遵守することを誓約します。 | | | | | | | | |
| 催　　物　　の　　名　　称 | | |  | | | | | |
| 使用目的及び内容 | | |  | | | | | |
| 使用の日時 | | 令和　　 年　　 月　　 日（　　曜日）　午前・午後　　 時　　 分から  令和　　 年　　 月　　 日（　　曜日）　午前・午後　　 時　　 分まで　　　 時間 | | | | | | |
| 使用の場所 | | □ ホール　　　□ 楽屋（（1）　（２）　（３）　（４））　□ イベントホール  □ 会議室（（１）　（２）） □その他（　 　） | | | | | | |
| 設備器具の使用 | | | □使用する（別紙）　　　　　　　　　　　　　□使用しない | | | | | |
| 設備の変更、器具の持ち込み等の特別設備 | | | □設備する　　　　　　　　　　　　　　　　　□設備しない | | | | | |
| 入場料金等の徴収の有無 | | | □徴収する | | 最高入場料等の金額  　　　 　　　　円 | | □徴収しない | |
| 集会予定人員 | | | 人 | | | | | |
| 会場責任者 | 住所 | |  | | | | | |
| 氏名 | | （電話番号　　　　　　　　　　） | | | | | |
| **米子市淀江文化センター使用（変更）許可書**  　上記の申請について、使用（変更）を許可します。  　　令和　　　年　　　月　　　日  一般財団法人　米子市文化財団  理事長　杉 原　弘 一 郎  　　　　　　　　印 | | | | | | 使用区分 | | Ａ　　Ｂ　　Ｃ |
| 施設使用料 | | 円 |
| 設備器具使用料 | | 円 |
| 冷暖房設備使用料 | | 円 |
| 合計 | | 円 |
| 既納使用料の額 及び納入年月日 | | 円  令和　 年　 月　 日 |
| 精算金額 及び精算年月日 | | 円  令和　 年　 月　 日 |
| 許可条件 |  | | | | | | | |
| ※米子市淀江文化センター条例第５条第４号に該当する事由の有無について、必要に応じて米子警察署に照会する事があります | | | | | | | | |

１　この使用許可の決定（使用料の支払に関するものは含まれません。以下同じです。）にご異議がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　また、この使用許可の決定にご異議がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、一般財団法人米子市文化財団を被告として、裁判所に、この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

３　なお、この使用許可の決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過しているときは、この決定の取消しの訴えを提起することはできません。